

総論



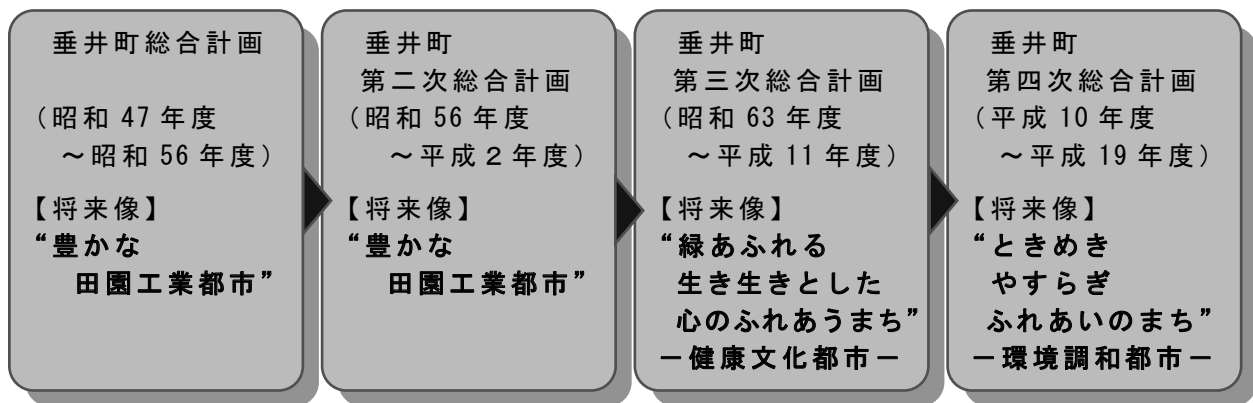
第1章 総合計画とは

第1節 計画策定の趣旨

垂井町では、これまで4次にわたって総合計画を策定し、将来像実現に向け、諸施策を実施してきました。

しかしながら、少子高齢社会や地方分権の進展など、垂井町をとりまく情勢は大きく変化し、なかでも地方分権の推進に関しては、地方自治体自らの判断により行財政運営を行うことが一層求められています。

このような状況を考慮し、住民の福祉の増進を図るため、「垂井町第5次総合計画」は、垂井町第四次総合計画の内容を踏まえながら、社会経済情勢の変化や新たな住民ニーズに対応し、将来にわたって町を発展させるべく、重点的に取り組むまちづくりの方向性を明らかにしたものです。



第2節 計画の構成

垂井町第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

基本構想

基本構想は、垂井町が目指す将来像、まちづくりの目標、施策の大綱などを明らかにしたものです。

基本計画

基本計画は、基本構想で示した内容に基づき、各行政分野の基本的施策について示したものです。

実施計画

実施計画は、基本計画の期間内に実施する施策について、計画的、効率的に推進するために必要な個別事業を示したもので、予算編成の指針となるものです。

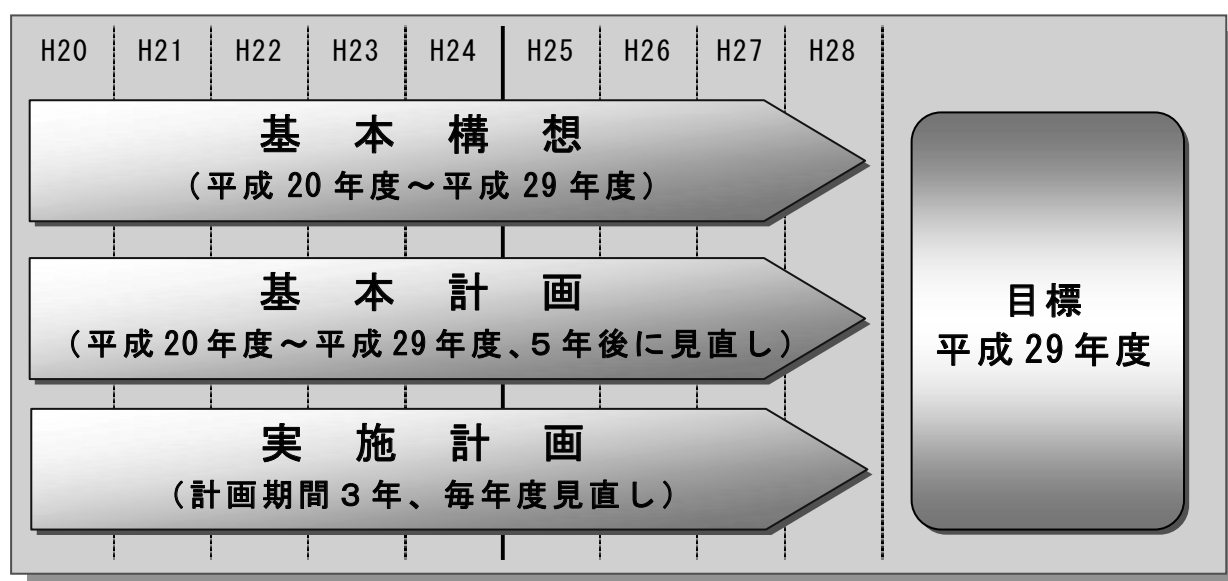
第3節 計画の期間

基本構想は、計画期間を平成20年度（2008年度）～平成29年度（2017年度）の10年間とします。

基本計画は、計画期間を基本構想と同じ10年間としますが、平成25年度～平成29年度までの後期5年間については、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、改めて見直します。

なお、実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度見直すローリング方式を採用します。

◆総合計画の期間



第4節 計画の進行管理

垂井町第5次総合計画は、自治体運営における最上位の計画で、町のあらゆる施策や計画の基礎になるものです。

そのため、施策や事業が適正に実施されたのか、目指すべきまちの姿がどの程度達成されたのかなどを、住民の参加により総合的に評価します。その結果を住民と共有するとともに、施策や事業を柔軟に見直し、目標に向けた取り組みを行っていきます。

第2章 垂井町をとりまく社会背景

第1節 社会潮流の変化

(1) 少子高齢社会の進展

日本の総人口は、平成17年の国勢調査で1億2,777万人となり、平成16年をピークに人口減少社会に入りました。また、平成17年の合計特殊出生率*は1.26で、長期的に人口を維持できる水準の2.07を大きく下回っています。

一方、平成17年の高齢化率*は20.1%で、今後とも上昇し、平成27年には国民4人に1人が高齢者になることが予想されます。

今後は、安心して子どもを産み、健やかな体と心を育むことができる社会の形成とともに、高齢者をはじめ、誰もが安心、快適に生活できるような社会の形成が求められています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

阪神・淡路大震災や近年頻発する風水害などにより、自然災害に対する安全性確保への要請が高まっています。また、身近な地域での交通事故や犯罪が発生し、特に、子どもや高齢者を狙った犯罪が近年多発しています。

今後は、住民と行政など様々な主体がお互いに連携し、安全、安心に生活できるまちづくりを行うことが求められています。

(3) 価値観の変化や生活様式の多様化

近年、物質面の豊かさが満たされることに伴い、心の豊かさに価値観を見いだす生活スタイルに変化してきています。また、仕事中心から家庭や地域を中心とした生活への変化、女性の社会進出や様々な活動に参加する高齢者の増加など、生活スタイルが多様化してきています。

今後は、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、個人の価値観に基づいた生活を送ることができるような自由度の高い社会の形成が求められています。

(4) 雇用環境の変化

日本の景気動向は、景気拡大期が「いざなぎ景気*」を超え戦後最長となりましたが、成長率は、「いざなぎ景気」と比べると低くなっています。また、非正規社員や若者を中心としたフリーター*やニート*、外国人労働者の増加など、雇用環境が大きく変化してきています。

* 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

* 高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

* いざなぎ景気：1965年から1970年にかけて続いた好景気。

* フリーター：「フリー」と「アルバイト」を合わせた和製の造語。アルバイトやパートの賃金を主な収入源として生活している人。

* ニート：就職、就職活動、学業、パート、アルバイトの全てをしていない人。若年無業者。職業にも学業にも職業訓練にも就いてない（就こうとしない）人。

今後は、生産年齢人口が減少し、高齢者が増加していくなかで、十分な労働力の確保や望ましい雇用形態の構築とともに、激化する国際競争を生き抜いていくため、日本が培ってきた高度な技術を活用した産業の育成が求められています。

（５）高度情報社会の進展

インターネットや携帯電話が急速に普及し、地方自治体においても、地域情報や観光情報、防犯・防災情報の受発信に活用するなど、高度情報化があらゆる分野で進んでいます。

今後は、情報の地域格差を解消し、住民が容易に情報を得られるよう情報通信基盤の整備を推進し、個人情報保護など情報通信システムの安全対策を確実に行うことが求められています。

（６）循環型社会*への転換

世界的な人口増加や社会経済活動の進展に伴い、地球規模での資源の枯渇や環境破壊が深刻となり、住民の環境に対する関心が高まっています。

今後は、自然の大切さを再認識し、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会を見直し、自然と共生した環境負荷の少ない社会への転換が求められています。

（７）広域交流の活発化

交通基盤や情報通信基盤の発達により、住民の日常生活の広域化が進んでいるとともに、近隣自治体に留まらず、共通の歴史や文化を持つ都市間交流や都市と農山村との交流が活発になってきています。

今後は、各自治体に共通する課題の解決方法を模索するとともに、広域犯罪や大規模災害などへの対応を効率よく行うため、広域的な交流の推進が求められています。

（８）地方分権社会の進展

平成 12 年に地方分権一括法*が施行され、国から地方への権限移譲により、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の役割がますます高まっています。また、住民と行政との協働が進展し、両者の関係がより密接になってきています。

今後は、財政が硬直化し、市町村の活力格差が拡大するなか、複雑化、多様化する住民ニーズに的確に対応する行政サービスの実施や、国や都道府県から自立し、自らの責任と判断で効率的な行財政運営を行うことが求められています。

* 循環型社会：あらゆる分野で環境保全への対応が組み込まれ、資源・エネルギーが無駄なく有効に活用される社会。
* 地方分権一括法：正式な法律名は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方分権を推進するという観点から地方自治法をはじめとする 475 の関係法律について、必要な改正を行うための法律。

第2節 上位計画の動向

関連する上位計画では、以下のような方向性が示されています。

国

「21世紀の国土のグランドデザイン(国土交通省)」
平成10年3月策定

● 基本目標

「多軸型国土構造形成の基礎づくり」

中部地域は、先端的産業技術の世界的中枢としての役割を果たし、全世界を対象に多様な交流が活発に行われる地域となるよう期待されています。

岐阜県

「県民協働宣言」

平成16年3月策定
平成19年3月改訂

● 基本目標

「日本一住みよいふるさと岐阜県」

西濃地域は、一人ひとりが自分の郷里だという誇りを持ち、守り続け、さびしいと感じている人を、まわりの人が温かく支えてあげられるような地域になるよう期待されています。

広域市町村圏

「第四次大垣地域
広域市町村圏計画」
平成13年3月策定

● 将来像

「水・緑・情報が調和した創造交流圏域」

垂井町は、恵まれた交通立地条件から産業構造の高度化による工業の振興と潤いのある居住環境の創出に努めます。さらに、観光と交流の場の整備と環境調和都市としての形成を図ります。

第3章 垂井町の現況

第1節 垂井町の現況

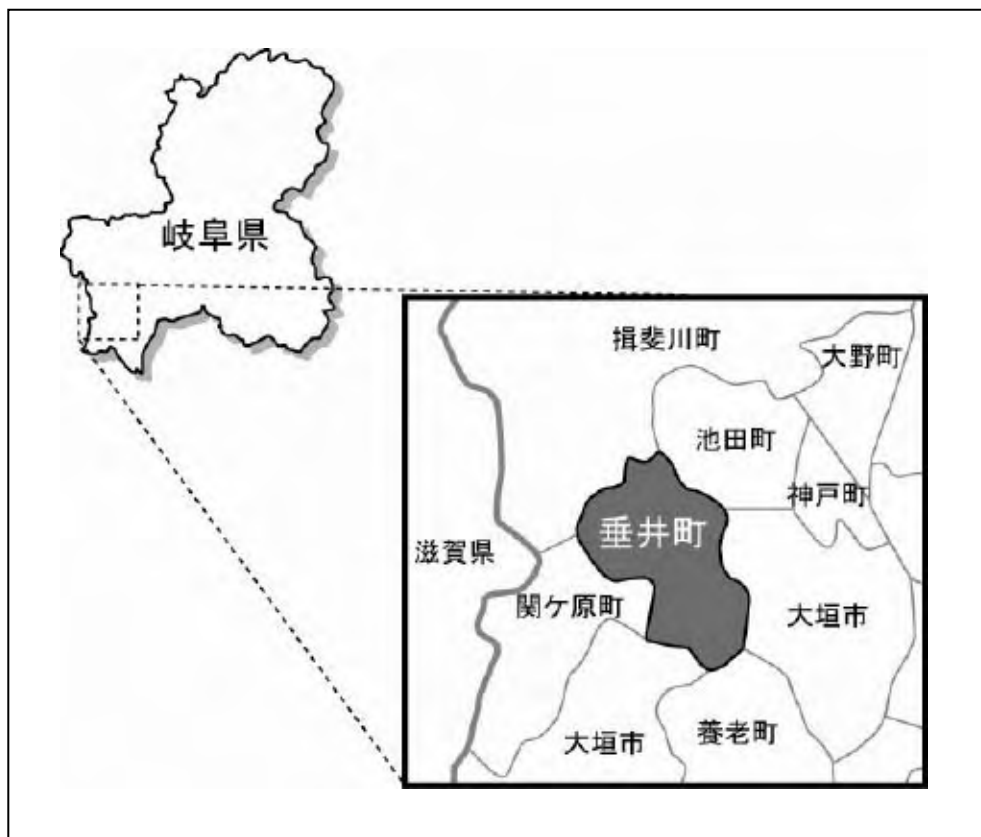
(1) 垂井町の位置、地勢

垂井町は、岐阜県の南西部に位置し、東は大垣市、西は関ヶ原町、南は養老町、大垣市（旧上石津町）、北は池田町、揖斐川町（旧春日村）に接しています。

また、町域の約6割を山林が占め、残りの4割が平坦地となっており、町の中央部には揖斐川水系の相川が流れています。

気候は、夏は高温多湿で、日最高気温が30度を超えることが多く、冬には「伊吹おろし」と呼ばれる西風が吹き、「しぐれ」などがあります。

また、平均気温は14～15度で、梅雨時期にあたる6～7月と台風の影響を受ける9月頃は降水量が多く、年平均降水量は2,000mm前後となっています。



(2) 垂井町のあゆみ

垂井町では、縄文時代や弥生時代の遺跡が多数発見され、石の矢尻などの石器や土器が多数出土しています。また、古墳時代には、地方の豪族によって多くの古墳が築かれ、150基ほどの古墳が発見されています。

大化の改新（645年）後には、国府が置かれ、美濃国一の宮で、現在も続く南宮大社が鎮座されるなど、美濃国の中心的位置にあり、壬申の乱（672年）や承久の乱（1221年）など、戦乱の舞台にもなりました。

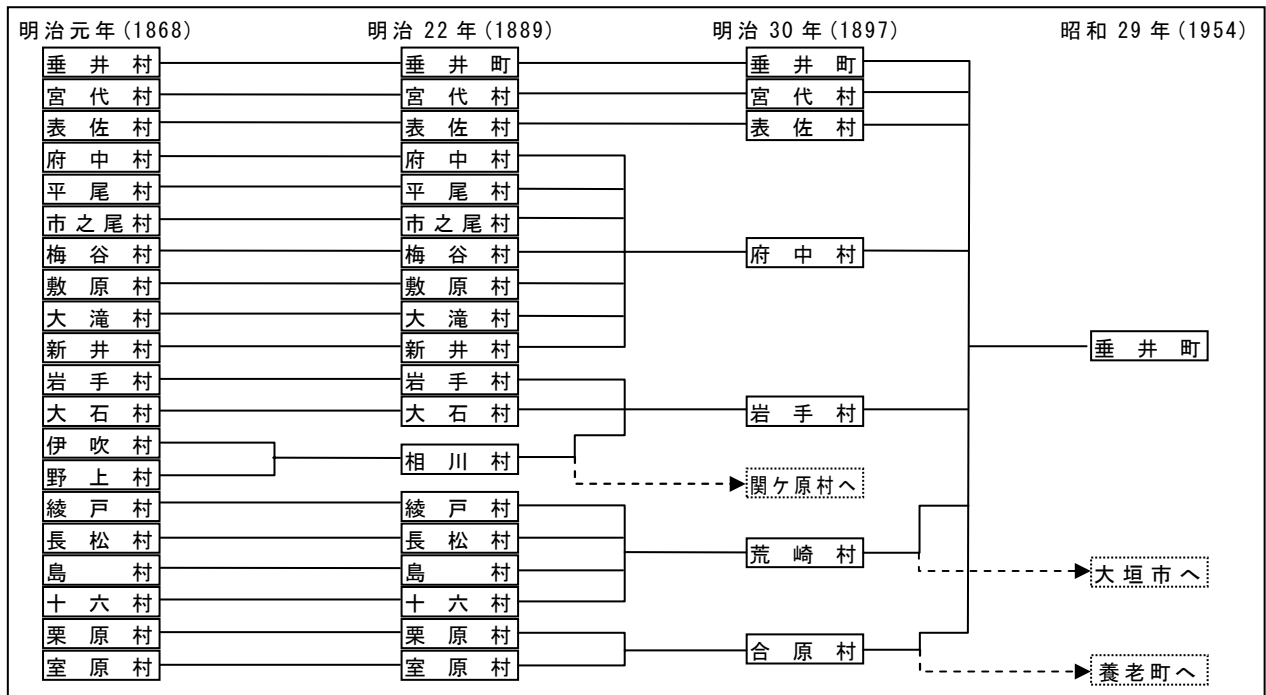
戦国時代には、岩手の領主・竹中半兵衛重治が豊臣秀吉の参謀役として活躍し、多くの戦功をあげました。また、江戸時代には、中山道の宿駅として整備され、美濃路の起点でもあったことから、交通の要所として大いに栄えました。

明治維新後の明治30年には1町6村となり、太平洋戦争後の昭和29年に現在の町域となりました。

その後、昭和33年に「垂井町工場誘致に関する条例」を制定し、積極的に企業誘致を行った結果、多くの企業・事業所が進出し、垂井町の発展の基礎となりました。

近年では、平成7年にJR垂井駅の自由通路橋と橋上駅が完成、平成15年には垂井駅北広場が完成し、南北地域の一体化が実現するとともに、にぎわいとゆとの空間が生まれました。

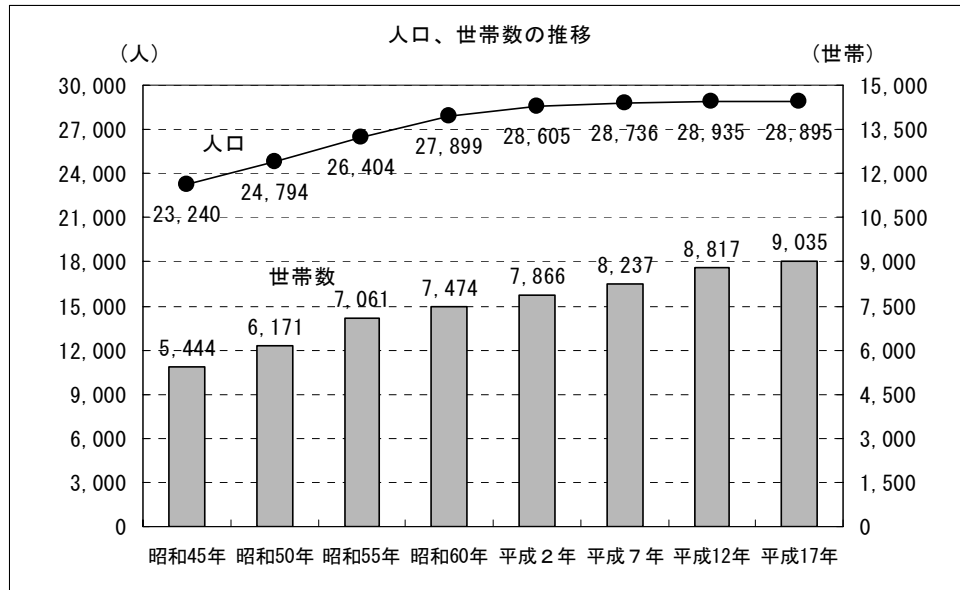
◆ 町域の変遷



(3) 人口の動向

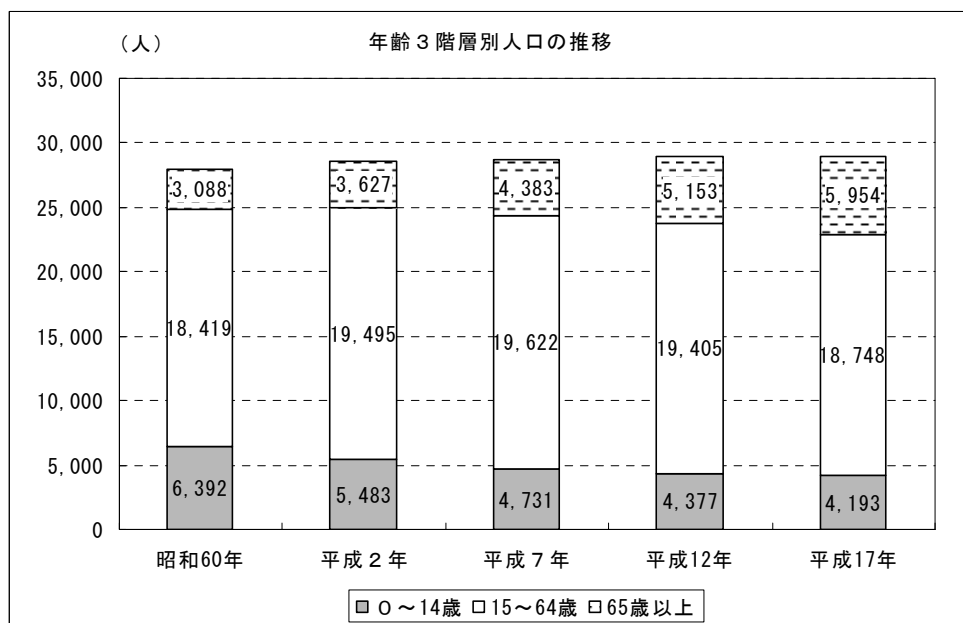
①人口、世帯

垂井町の人口は、国勢調査結果によると、平成17年で28,895人となり、平成12年と比較して40人減り、人口が減少に転じました。また、平成17年の世帯数は9,035世帯で、平成12年より218世帯増加しており、人口が減少しているなかで、世帯数が増加しているため、核家族化*が進行しています。



資料：国勢調査

また、年齢3階層別人口は、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の老年人口は増加しており、少子高齢化の傾向が表れています。

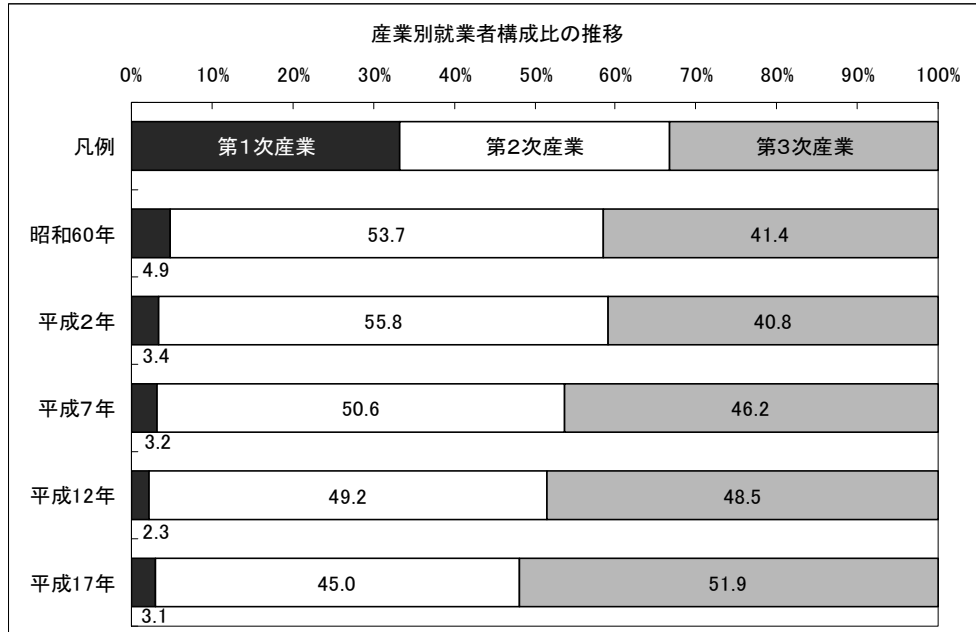


資料：国勢調査

* 核家族化：夫婦とその未婚の子女、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子女等の構成の家族になること。

② 就業人口

産業別就業者は、第1次産業、第2次産業の就業者割合が減少し、第3次産業が増加しています。平成12年には、それまで過半数を占めていた第2次産業が49.2%で過半数を割り、平成17年には、第3次産業が過半数を超えました。

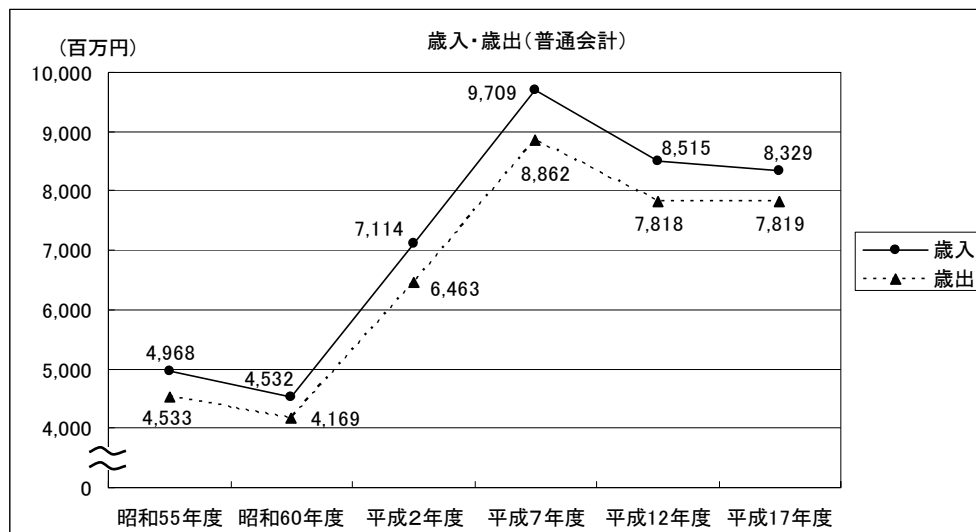


資料：国勢調査

(4) 垂井町の財政状況

垂井町の財政は、歳入・歳出とも昭和60年度から平成7年度にかけて2倍以上に増加し、ピークの平成7年度には、歳入が約97億円、歳出が約89億円となりました。

しかし、その後は減少に転じ、少子高齢化や地方分権のなか、厳しい財政状況が続いています。



資料：垂井町

第2節 住民意向の把握

総合計画を策定するにあたり、町民意識調査を実施し、住民の描く将来像、居住意向、自宅周りの満足度などについて把握を行いました。

また、住民と行政の協働による策定を進めるため、ワークショップ*を開催し、垂井町の良いところ・悪いところの整理、将来像やまちづくりの目標の検討、および、その目標達成のために必要な施策の検討などについて討議を行いました。併せて垂井町の次代を担う子どもたちの想いも取り入れようと、中学生によるワークショップも開催しました。

これらの結果より、垂井町は、自然や歴史が豊かで、生活環境も充実している反面、道路や公共交通、公園などの都市基盤の整備が遅れていること、防犯体制の強化も必要となっていることが分かりました。また、今後は、行政に頼らず、自分たちでできることは自分たちで行うとともに、まちづくりには住民参加が不可欠との意見も出されました。

また、町内の各種団体を対象とした懇談会を開催し、今後主体となって取り組みたい活動や、垂井町への要望などについて意向を把握しました。そのなかで、各団体共通の意見として、団体間で情報が共有されていないことが問題点としてあげられました。また、今後のまちづくりにおいては、行政と団体との情報共有はもちろん、団体間の情報を共有できる仕組みづくりが求められていることが分かりました。

さらに、総合計画の素案に対し、広く町民の皆さんなどの意見を募集するパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見に対する考え方を示すとともに、総合計画に反映させました。

*ワークショップ：一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造の場。

第4章 垂井町の主要課題

(1) 産業・交流

農業を中心とする第1次産業は、就業人口の減少に伴い、担い手の確保や農業の集約化が課題となっています。

また、恵まれた自然環境や交通の要衝としての地理的条件を活かし、企業の誘致を図り、働く場所を確保するとともに、できるだけ身近な生活圏で買い物などができるよう商業を活性化させることが求められています。

さらに、恵まれた自然環境や歴史資源を活かし、観光と農業、商業などを連携させた新たな産業を振興することが必要となっています。

(2) 町民生活・コミュニティ

少子高齢化や地方分権が進展しているなか、複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、住民がすべきこと、行政がすべきことを明確にし、協働で公共サービスを担っていくことが求められています。そのためには、自助、共助、公助、協働についての理解を深め、住民が行政に参画しやすい環境を整備するとともに、様々な媒体を使いながら、お互いが情報を共有することが重要となっています。

垂井町においては、自治会活動や公民館活動など、様々な地域活動が展開されていますが、今後はこれらの活動をさらに活発化させるなど、地域コミュニティを守り育てる取り組みが必要となっています。

(3) 健康・福祉

今後も進行すると予測される少子化に対応するため、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備することが必要となっています。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域のなかで社会参加をしながら安心して暮らしていけるよう、ボランティアの育成や総合的なバリアフリー化*が求められています。

さらに、誰もが健康で生きがいを持って生活できるよう、健康づくりや疾病予防に取り組むことができる環境づくりが課題となっています。

(4) 教育・文化

次世代を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校や地域住民、家庭相互が連携を密にして取り組んでいく必要があります。

また、心の豊かさを満たすために、誰もが学習やスポーツを通して、生きがいや体力づくりに取り組み、楽しく暮らせる環境づくりが課題となっています。

垂井町は歴史文化に恵まれており、豊富な知識と経験を持つ高齢者などとの交流の機会を設けながら、後世に伝えられるような取り組みを行い、ふるさとに誇りと愛着を持つ人を育てていくことが重要となっています。

*バリアフリー化：社会生活上、障壁（バリア）となるものが除去された状態。

(5) 都市基盤

日常生活の広域化に伴い、公共交通機関の充実や道路交通網の整備など誰もがより快適に暮らすことができる、町全体の交通状況を見据えた交通体系の確立が課題となっています。

また、子どもや高齢者が一緒になって遊ぶことができる場所を確保するとともに、秩序ある住環境を整備し、誰もが暮らしやすいまちをつくっていくことが必要となっています。

さらには、交通環境整備による企業誘致の促進や商店街の再生による商業の活性化、福祉施設の充実などについて、ユニバーサルデザイン*の観点を踏まえ、それぞれの特性にあった基盤整備を行っていくことが重要となっています。

(6) 生活環境

近年多発する子どもや高齢者を狙った犯罪や甚大な被害を及ぼす災害に迅速に対応し、安全、安心に暮らしていくためには、住民と行政との連携とともに、地域で対応できる環境づくりが必要となっています。

また、豊かな垂井町の自然環境を後世に受け継ぐために、循環型社会の実現や環境破壊の防止など、環境負荷の少ない取り組みを行うことが求められています。

(7) 行財政運営

複雑化、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、健全で分かりやすい行政運営が求められています。

財政運営については、長期的な視点に立った財政計画を構築することが必要となっています。

歳出にあたっては、事務事業の見直しにより、総体的に人件費の抑制を図るとともに、各種行政サービスの必要性、費用対効果、経費負担のあり方を検証することが求められています。また、歳入にあたっては、税の収納率の向上に努めるとともに、受益者負担の原則を検証することにより、自主財源の確保に努めることが求められています。

*ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。また、デザインされたもの。

